

令和7年度集団指導におけるQ&A

No.	サービス種別	質問内容	回答
1	通所介護 地域密着型通所介護	デイサービスのサービス開始までに居宅からのケアプランがもらえなかった場合、暫定で通所介護計画書を作成しています。計画作成後にケアプランをもらった際、新たに通所介護計画を作り直す必要はありますか。	<p>暫定の通所介護計画を作成後に居宅サービス計画の提出がされた場合、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、居宅サービス計画に沿っていない場合は、再度ケアプランに沿った通所介護計画を作成して、利用者へ説明・同意・交付する必要があります。</p> <p>参照；【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）第3の六の3（3）③】 【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）第3の二の二3（3）③】</p>
2	居宅介護支援 介護予防支援	ケアプランデータ連携システムについて 事業者間で「利用者の署名または捺印欄」のあるケアプランをデータでやり取りする場合、署名捺印済みのものをPDF等の手段により送付しなければ、交付した扱いになりませんか。	<p>国の通知のとおり、「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者とサービス事業所に交付するケアプラン」の取り扱いは異なるため、切り分けて考えます。</p> <p>ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付します。また、居宅介護支援事業所に保管する第6表（控）に利用者の確認を受ける必要があります。さらに、相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができます。このように、文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い（電子署名や電子メール）を確認することで把握できます。</p> <p>このため、ケアプランデータ連携システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、サービス事業所が第6表の利用者の同意の有無を確認する必要はありません。同様に、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業所が確認する必要はないと判断します。</p> <p>参照；【介護保険最新情報 vol.1177 「ケアプランデータ連携標準仕様 Q&A」問17】</p>
3	居宅介護支援 介護予防支援	ケアプラン等のペーパーレス化を進めるにあたり、紙ベースで必要な書類、データで可の書類等が決まっていますか。	<p>ケアプラン等の記録は、被保険者証に関するもの以外は、データ（電磁的記録）による作成・保存が可能とされています。電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>参照；【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日・老企第22号）第2の5】</p>

4	居宅介護支援 介護予防支援	福祉用具貸与に関する取扱いで、例外条件の適用として、杉並区では多点杖の室内用と屋外用の使い分けを目的とした複数貸与は認めていない、とありますが、アセスメントに基づいて固定と可動式や接地面の大きさの違いなど、安全性を考慮した使い分けを目的とする複数貸与であれば可能との見解でよろしいですか。	区公式ホームページに掲載している「介護保険に関するQ&A」（ページID：1945）のNo.121のただし書き以降のとおり、同一種目の福祉用具の複数貸与については、原則として算定できません。 ただし、福祉用具貸与の本旨に沿ってそれぞれ異なる用途で使用すること、その必要性をサービス担当者会議等で確認すること、かつ必要に応じ看護師や理学療法士等の専門的観点を踏まえ適切に評価されていることがすべて満たされている場合に限り、算定できます。なお、当該用途及び必要性については明確に記録に残してください。 参照；【区公式ホームページ掲載「介護保険に関するQ&A」（ページID：1945）のNo.121】
5	居宅介護支援 介護予防支援	多点杖について言及がありましたが、歩行車については従来どおり室内用と屋外用の使い分けを目的とした複数貸与は認められているとの見解でよろしいですか。	区公式ホームページに掲載している「介護保険に関するQ&A」（ページID：1945）のNo.121のただし書き以降のとおり、同一種目の福祉用具の複数貸与については、原則として算定できません。 ただし、福祉用具貸与の本旨に沿ってそれぞれ異なる用途で使用すること、その必要性をサービス担当者会議等で確認すること、かつ必要に応じ看護師や理学療法士等の専門的観点を踏まえ適切に評価されていることがすべて満たされている場合に限り、算定できます。なお、当該用途及び必要性については明確に記録に残してください。 参照；【区公式ホームページ掲載「介護保険に関するQ&A」（ページID：1945）のNo.121】
6	居宅介護支援 介護予防支援	「給付に関する事項」のスライド19：ショートスティ長期利用時の対応について、日割り計算が望ましいとのことですが、現状の半月扱いは認められないのでしょうか。	「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」のとおり、「当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。」となります。 参照；【区公式ホームページ掲載「介護保険に関するQ&A」（ページID：1945）】
7	総合事業	訪問型サービスのスライド11 ・A3で1回の訪問で掃除と買い物代行が依頼可との解釈でよろしいですか。 ・A2とA3の掃除の違いはありますか。要支援者は自立支援で共に行う掃除と考えていますが、A3は代行的な解釈でよろしいですか。	必要であれば、A3で1回の訪問で掃除と買い物代行の依頼は可能です。 A2はADLの意欲の向上のために利用者とともに自立支援のためのサービスであり、A3は視覚障害や骨折等により一時的に代行が必要な場合に生活援助として利用することができます。 出典；【訪問型サービス・通所型サービスの基準】